

昭和二十六年大蔵省令第百号

日本銀行特別調達資金出納取扱規程

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一百六条第一項の規定に基き、日本銀行
特別調達資金出納取扱規程を次のように定める。

（通則）

第一条 日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）は、この省令に定めるものの外、日本銀行
国庫金取扱規程（昭和二十二年勅令第百六十五号）以下「国庫金規程」という。）の
定めるところにより、特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特
別調達資金（以下「資金」という。）の出納に関する事務を取り扱わなければならない。

（資金の受入れ）

第二条 日本銀行本店は、センター支出官（予算決算及び会計令第一条第三号に規定するセンター
支出官をいう。）から資金に振替のため国庫金振替書の交付又は送信（書面等の情報を電子情報
処理組織（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第五号及び特別
調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号。
以下「支払事務規程」という。）第二条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）
を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）を受けたときは、その金額
を特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号。以下「施行令」という。）第
三条第二項に規定する資金会計官（以下「資金会計官」という。）の資金に受け入れなければな
らない。

第三条 日本銀行は、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六
年總理府令第四十九号）第四条の規定により資金会計官又は施行令第三条の二第一項に規定する
分任資金会計官（以下「分任資金会計官」という。）から特別調達資金振込書を添え現金の払込
を受けたときは、その金額を資金会計官又は分任資金会計官の資金に受け入れ、特別調達資金領
収証書を当該資金会計官又は分任資金会計官に交付しなければならない。

（資金の払出）

第四条 日本銀行本店は、資金会計官、分任資金会計官又は施行令第三条第六項に規定する資金出
納命令官（同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員を含む。以下「資金出納命
令官」という。）から国庫金振替書の送信を受けたときは、資金会計官、分任資金会計官又は資
金出納命令官（以下「資金会計官等」という。）の資金の金額を限度として、国庫金振替書に指
定する振替払出の手続をし、第一号書式の振替済通知書を資金会計官等に送信し、振替済通知書を振
替を受ける者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、日本銀行本店は、自店が振替を受ける者の取引店でないときは、その旨
を当該取引店に通知しなければならない。ただし、国庫金振替書に電信振替を要する旨の記録が
あるときは、電信でその通知をするものとする。

3 前項の通知を受けた取引店は、振替済通知書を振替を受ける者に送付しなければならない。
4 第一項から第三項までの場合において、その国庫金振替書が、支払事務規程第四条第八号の規
定によるものであるときは、資金会計官等、特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵
省令第九十五号。以下「資金出納官吏事務規程」という。）第一条に規定する特別調達資金出納
官吏（施行令第三条第六項の規定に基づき資金出納官吏の事務を代理する職員を含む。以下「資
金出納官吏」という。）又は歳入徴収官（分任歳入徴収官を含む。）に送付する振替済通知書に
は、その表面余白に「相殺額」と記載しなければならない。

第四条の二 日本銀行本店は、支払事務規程第四条第十号の規定により資金出納命令官から国税收
納整理資金に振替のための国庫金振替書の送信を受けたときは、資金出納命令官の資金の金額
を限度として、国庫金振替書に指定する振替払出の手続をし、第一号書式の振替済通知書を当該資金
出納命令官に送信するとともに、国庫金規程第二号の二書式の振替済通知書に支払事務規程第十
一条第六項の規定により当該国庫金振替書に添付された納付書及び計算書の情報を添えて電子情
報（控除所得税額の納付）

報處理組織を使用して処理する場合における国税等の徵収関係事務等の取扱いの特例に関する省
令（平成三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する代行機関を経由して当該国税等を取り扱う
國稅收納命令官又は分任國稅收納命令官に送信しなければならない。

（資金会計官等の振り出した小切手の取扱）

第五条 日本銀行は、資金会計官等の振り出した小切手の呈示を受けたときは、次の事項を調査
し、当該資金会計官等の資金の金額を限度として、その支払をしなければならない。

1 小切手は合式であるか
2 小切手はその振出日付から一年を経過したものでないか

（資金会計官等の送金又は振込）

第六条 日本銀行本店は、支払事務規程第十三条の規定により、資金会計官等から支払指図書の送
信を受けたときは、資金会計官等の資金の金額を限度として、その金額を払い出し、第二号書式
の支払済書を当該資金会計官等に送信し、送金又は振込の手続をしなければならない。

2 日本銀行は、支払事務規程第十九条の規定により、資金会計官等から外国送金請求書を添えて
小切手の交付を受けたときは、資金会計官等の資金の金額を限度として、その金額を払い出し、
領收証書を当該資金会計官等に交付し、送金の手続をしなければならない。
（外国送金不足額の整理）

第七条 日本銀行は、前条第二項の規定により外國にいる債権者に送金の手続をする場合におい
て、その交付を受けた資金が送金額に不足するときは、不足額補てんのため資金の交付を受けて
これを補てんし、その旨を財務大臣に通知し、その交付を受けた資金が送金額を超えるときは、
第三号書式の払込書を添え、その金額を、送金の請求をした資金会計官等の資金に組入の手続を
し、特別調達資金組入済通知書を当該資金会計官等に送付しなければならない。

（資金会計官等又は資金出納官吏の資金への現金の受入）

第八条 日本銀行は、納入者から資金に属する債権の管理に関する事務を所掌する特別調達資金債
権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第五条の規定によ
り防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。
以下同じ。）の発した納入告知書若しくは納付書を添え現金の納付を受けたときは、これを領收
し、領收証書を当該納入者に交付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の場合において、自店が納入告知書又は納付書により納付を受ける資金会計
官等又は資金出納官吏の取引店である場合には、当該資金会計官等又は資金出納官吏の資金に受
入の手続をし、領收済通知書を当該特別調達資金債権管理職員に送付し、他店が納入告知書又は
納付書により納付を受ける資金会計官等又は資金出納官吏の取引店である場合には、当該資金会
計官等又は資金出納官吏の資金に受入の手続をし、その旨（領收済通知書の表面余白に「資金会
計官経由」と記載されている場合にはその旨を含む。）を当該取引店に通知しなければならない。
3 前項の通知を受けた日本銀行は、振替済通知書を特別調達資金債権管理職員に送付しなければ
ならない。

4 日本銀行は、前二項の規定により領收済通知書又は振替済通知書を送付する場合において、第
二項において領收済通知書の表面余白に「資金会計官経由」と記載されている場合には、資金会
計官を経由して送付しなければならない。

（資金会計官等の資金への組入）

第九条 日本銀行は、第六条の規定により送信を受けた支払指図書に係る資金又は交付を受けた外
国送金請求書に係る資金のうち、その送信又は交付を受けた日から一年を経過しまだ支払の終ら
ない金額については、その送金を取り消し、第三号書式の払込書を添え、その資金の送信又は交

命令官又は資金出納官吏から国庫金送金訂正請求書又は国庫金振込請求書若しくは外国送金請求書の記載事項の訂正請求書の送付を受けたときは、当該取引店において受付をした日付によりその訂正の手続をしなければならない。
2 日本銀行本店は、支払事務規程第二十四条第四項又は資金出納官吏事務規程第四十条第三項の規定により、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏から国庫金振込訂正請求書の送信を受けたときは、日本銀行本店において受付をした日付によりその訂正の手続をし、その旨を資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏に通知するため、第六号書式の国庫金振込訂正済通知書を送信しなければならない。

(関係書類の説明)

第二十一条 日本銀行は、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏から振替済通知書、領収証書、領収済通知書又は特別調達資金組入済通知書の証明請求書の提出があつた場合において、これを調査して正当と認めたときは、当該請求書の余白に証明の旨を記載した後、これを当該資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏に交付しなければならない。

(電子情報処理組織の使用等の特例)
第二十二条 電子情報処理組織に障害が発生したことにより、又は電子情報処理組織の運転時間が経過したことにより、電子情報処理組織への記録又は電子情報処理組織による処理が不能となつた場合において、緊急やむを得ない事由により障害が回復するまでの間又は電子情報処理組織の運転が再開されるまでの間において、資金の出納に関する事務を行わなければ事務に支障を及ぼすおそれがあるときは、別に定めるところにより、この省令の規定と異なる取扱いをすることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令施行の日（昭和二十六年六月十一日）から適用する。

附 則（昭和二七年八月五日大蔵省令第一〇〇号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年五月一日から適用する。

附 則（昭和二九年六月一七日大蔵省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年一月一七日大蔵省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年五月一日から適用する。

附 則（昭和二九年六月一七日大蔵省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月二八日大蔵省令第一一〇号）抄

この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三三年八月三〇日大蔵省令第四六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月二八日大蔵省令第一一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年九月三日大蔵省令第四八号）抄

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三四年三月三一日大蔵省令第一一一号）抄

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年三月三一日大蔵省令第一一一号）抄

この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一二月二八日大蔵省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月二九日大蔵省令第四一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一日大蔵省令第二一一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一二月一五日大蔵省令第六七号）抄

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）抄

この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年一一月一日大蔵省令第五五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、

附 則（昭和四五五年八月二五日大蔵省令第六二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五六年一月三〇日大蔵省令第八二号）抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則（昭和四七年三月三一日大蔵省令第一八号）抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正前の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十七年三月三一日から適用する。

附 則（昭和四七年五月一五日大蔵省令第四七号）

この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和五三年五月八日大蔵省令第三二号）

この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（平成二年三月三一日大蔵省令第一一号）

この省令中、第三条（第十二号書式に関する部分に限る。）及び第十条の規定は平成二年四月一日から、その他の規定は同年十一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二四日大蔵省令第一四号）

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の日本銀行政府有価証券取扱規程、日本銀行国庫金取扱規程、日本銀行の公庫預託金取扱規程、日本銀行特別調達資金出納取扱規程、歳入徴収事務規程、国税収納金整理資金事務取扱規則、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則に規定する書式による用紙は、当分の間、これをつくりいの使用することができる。

附 則（平成七年三月二四日大蔵省令第六号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕いの使用することができる。

附 則（平成一三年一月六日大蔵省令第六九号）抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年三月四日財務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一六年三月四日財務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

3 ニ)の省令施行の際、現に存するニ)の省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一七年三月三〇日財務省令第二二一號) 抄

(施行期日) **（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置）**

第五条 この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徴収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一月四日財務省令第一号) 抄

1 この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月一六日財務省令第九〇號) 抄

(施行期日) **（この省令は、平成二十一年一月五日から施行する。）**

第一条

(経過措置)

3 改正前支払事務規程第十九条第一項の規定により交付された資金若しくは改正前資金出納官吏事務規程第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により交付された資金のうち交付を受けた日から一年を経過しまだ支払の終わらない資金、改正前支払事務規程第三十七条の規定により送付された国庫金送金又は振込取消請求書、改正前資金出納官吏事務規程第五十二条の規定により送付された特別調達資金送金又は振込取消請求書、改正前支払事務規程第二十七条若しくは特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受人事務規程の一部を改正する省令（平成二十一年防衛省令第十三号）の規定による改正前の特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受人事務規程第十一条の規定により送付された小切手、国庫金振替書若しくは返納告知書の記載事項の訂正請求書、改正前支払事務規程第二十八条若しくは改正前資金出納官吏事務規程第四十八条の規定により送付された訂正請求書又は施行日前に第四条の規定による改正前の日本銀行特別調達資金出納取扱規程（以下この項において「改正前出納取扱規程」という。）第四条第一項若しくは第八条第二項の規定により交付した振替済書に係る改正前出納取扱規程第九条、第十二条、第十三条及び第十九条から第二十一条までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一〇月一七日財務省令第七一號) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇號)

(施行期日) **（この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。）**

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年一一月一一日財務省令第七六號) 抄

(施行期日) **（この省令は、令和三年一月一日から施行する。）**

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和四年一〇月一八日財務省令第五一號)

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

第一号書式 (平成廿二年一月三日)	
番 号	報告書
払 出 科 月	
金 銭	
件 数	
備考: 受入料金及びその他の事項	
国庫金振替書に添付された監査金振替明細表のとおり	
発行行名 特別調達資金会計官、分任特別調達資 金会計官、特別調達資金出納官、 は特別調達資金出納官	
あて	
日 付	

第四号書式 (令28年6月30日)

支 送 諸 手 冊	受 入 清 通 知 書
第 号 例 別 調 渡 資 金 出 給 官 及 び 特 別 調 渡	第 号 例 別 調 渡 資 金 出 給 官 及 び 特 別 調 渡
送 金 資 金 一 年 經 過 分	送 金 資 金 一 年 經 過 分
内 部 別 紙 の 通 り 上 領 の 金 額 を 伝 い ま し た。	内 部 別 紙 の 通 り 上 領 の 金 額 を 伝 い ま し た。
年 月 日	年 月 日
日本銀行 (例店)	日本銀行 (例店)
特 別 調 渡 資 金 出 給 官 及 び 特 別 調 渡 資 金 出 給 官	
代 用 て	
日本銀行 (例店) あて	

特 別 調 渡 資 金 月 計 突 合 表					
年 月 中			年 月 日		
例 別 調 渡 資 金 会計官、分任別調渡資金会計官、 特別調渡資金出給官及び特別調渡資金出給官代理 又は特別調渡資金出給官更及び特別調渡資金出給官代理					
日本銀行 (例店)					
總 額	受 入 額	支 払 額	差 額	備 考	
円	円	円	円		
(「特別調渡資金会計官」、「分任特別調渡資金会計官」、「代理」、 「特別調渡資金出給官」又は「特別調渡資金出給官代理」、 「特別調渡資金出給官吏」又は「特別調渡資金出給官吏代理」、 官職 氏 名)					

備考 用紙の大きさは、日本郵政規格A4判とする。

備考 1 用紙の大きさは、日本郵政規格A4判とする。
2 必要があるときは、下部会員欄又は別紙に、本月支払済の小切手番号及び本月振替済の回数を記載することができる。

第五号書式 (令28年7月1日以後)

第六回書式（今井野子・著）

国庫金振込訂正請求通知書			
下記のとおり訂正しましたので、通知します。			
	年	月	日
振込番号			元
年	月	日	百
受取人氏名又は名称			
振込先金融機関店舗名			
預金種別及び口座番号			
金額	円		

[何等
特別図書金会計官、分任特別圖書
金会計官、特別圖書金出納命令官又
は特別圖書金出納官更
あて]

日本銀行(何店)

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。